

## 第 15 回 加賀市都市計画審議会 議事要旨

1. 開催日時 : 平成27年1月14日(水) 13:30~15:00
2. 開催場所 : 別館302会議室
3. 出席委員 : 高山純一委員、馬場先恵子委員、河畑靖宏委員、中谷喜英委員、今津和喜夫委員、松本英好委員、朝田泰司委員(代理 企画調整室長 入田清一)、石原一秀委員(代理 交通課長 西野真也)、村田和人委員、喜多昌恵委員
- 委員8名、代理2名

4. 事務局 : 5名

5. 議事要旨

- 1) 開 会
- 2) 副市長あいさつ
- 3) 委員紹介
- 4) 会長選出 高山委員に決定
- 5) 会長あいさつ
- 6) 加賀市景観計画の変更について
  - 事務局説明
  - 質疑応答

中谷委員	太陽光パネルの外観の色彩について、反射が少なく模様が目立たないものがあるが、どの様なものがあるのか。
事務局	つや消しタイプや色付きの製品があります。色を詳細に決めるのは難しいが、マットな感じの物を採用して頂きたいと考えています。
中谷委員	実際の製品としてあるのか。
事務局	製品としてありますが、メーカー指定などは考えていません。
高山会長	景観形成地区や地区計画等は壁、屋根の色彩についてマンセル値で示すことがある。変更については、市ホームページやパンフレット等で周知すると思うが、事例があると分かりやすいと思う。
事務局	周知時に検討したいと思います。
今津委員	位置・高さについて、望見出来ない植栽や目隠し修景とあるがどの程度を求めるのか。
事務局	高木による植栽は、維持管理が必要となるため求めるのは難しいと考えています。周辺状況による個別の判断が必要と考えています。今回の変更は、景観への意識付けの第一歩です。景観へ配慮する事例を重ねることで洗練されていくと考えています。
今津委員	現状の設備は、周辺に配慮が無いので、少しでも配慮されることは良い。既存施設は、届出させるのか。
中谷委員	既存施設は、届出の対象になりません。
事務局	告知から周知期間をとり今年の4月1日からの施行となる予定です。
高山会長	他に意見、質問がなければ変更について案のとおり承認してよろしいか。
委員	異議なし
高山会長	それでは、その様に答申します。会議での意見は、運用時に参考にして頂きたい。

7) その他

①都市計画区域の統合・再編について

②山中用途地域の指定について

質義応答

馬場先委員	<p>まず、都市計画区域に編入しない地域は伝建地区で保全していくのか。</p> <p>二つ目は、山中用途地域指定について、工業地域と住宅地域が隣接しているが、問題ないか。</p>
事務局	<p>都市計画区域に編入しない地区は、公共施設の整備が遅れている辺地地域の国指定を受けており、都市計画とは別の手法で施設整備を考えている地区であります。また、都市計画区域に編入することで伝統的な町並み等に影響がでる可能性があることから除外しました。保全、規制については、文化財保護法による伝建地区に指定されていますので、その手法を活かしていきたいと思えます。</p> <p>山中地域の用途については、工業地域と住居専用地域は隣接しないように考えています。指摘の場所は、斜面緑地で緩衝しています。また、地域に高低差もあり工業地と住宅地は隣接していませんので住居地区へ影響はないと考えています。工業地域と準住居地域については自動車関連工場や沿道サービス施設が混在している地域でありますので、必ず隣接させない区域とは考えていません。</p>
馬場先委員	<p>考え方の一つであるが、準工業地域を間に入れて周辺に配慮する必要もあると思えます。</p> <p>また、都市計画区域外の伝建地区の景観や環境への監視やケアを市として考えていただきたい。</p>
高山会長	<p>山中地域は、大規模工場でなく家内工業の漆器産業が多いのか。工業地域や準工業地域のエリアは規制が緩いので、本来なら工業地域をもう少し広くし準工業を絞って指定すると思うが。</p>
事務局	<p>山中地域は、中小の漆器関連工場兼住宅が多く存在します。工業系用途はなるべくおさえたいが、地場産業である漆器関連工場に限っては認めていきたいと考えています。このため、漆器関連工場は住居系の用途地域においても建築できる特別用途地区の指定も検討しています。</p>
河畑委員	<p>金沢、小松などの商業用途は、商業地区を中心に近隣商業が周囲に広がるイメージがある。本案では、中心部である菊の湯周辺が近隣商業地域となっており、溪谷沿いに商業地域となっているがどのような思いがあるのか。</p>
事務局	<p>山中地域では、一般的な高層ビルが建ち並ぶ商店街ではなく、現在のようにみやげやと地元の人が利用する店舗、住居が一体となった商店街としての賑わいを求めていきたいと考えています。溪谷沿いの商業地区は、温泉旅館の営業に対して用途を指定しています。</p>
高山会長	<p>既存不適格ほどの程度あるのか。</p>
事務局	<p>建ぺい率、容積率の指定について不適格はありません。</p>
馬場先委員	<p>商業地域と近隣商業地域の違いは風俗営業への規制である。溪谷沿いは景観にも優れているので、将来の風俗営業を抑える意味で商業地域を小さくすることも考えてはどうか。</p>

事務局	温泉旅館の営業形態に対して商業地区としています。近隣商業では不適合となるものもあります。
馬場先委員	現状追従でなく将来のまちづくりを見込んだ用途指定を検討しても良いのではないかと。
中谷委員	比較的新しい市街地であれば将来を見込んだ規制・誘導も良いとは思いますが、山中地域は開湯 1,300 年の長い歴史の中で今の建物用途や家なみが形成されているものである。ある程度の地元理解を得られる既存追従の用途も必要だと思う。
高山会長	今後の予定はどうか。
事務局	区域の統合は石川県決定、用途指定は加賀市決定の案件となります。今後は、農政や県の都市計画との協議、調整となり国土審議会に諮る必要があります。国土審は毎年2月に開催されますので、市の審議会もその頃を考えています。

8) 閉会